

神戸市バリアフリー 公園整備マニュアル

— ユニバーサルデザインをめざして —

令和7年 改訂

神 戸 市

目 次

基本的な考え方	1
1 園路及び広場	3
(1) 特定公園施設等への接続の義務	3
(2) 出入口	6
(3) 通路	9
(4) 階段	12
(5) 傾斜路	16
(6) 転落防止等	20
2 屋根付広場	21
3 休憩所・管理事務所	23
4 野外劇場・野外音楽堂	27
5 駐車場	34
6 トイレ	37
(1) トイレ全般の基準	39
(2) バリアフリースイールの設置基準	49
(3) バリアフリースイールの基準(バリア フリースイールが独立した便所)	53
7 水飲場・手洗場	54
8 掲示板・標識	55
9 ベンチ・野外卓	60
10 情報提供・利用支援	61
参考文献・資料	63

<本マニュアルにおける各法令名の略称について>

- ・ バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 省 令：移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- ・ 兵庫県規則：兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則

基本的な考え方

1. 本書の基本的な考え方

公園は、都市に潤いと安らぎをもたらすとともに、市民の憩いやレクリエーションの場として活用されている。また、災害時には、避難場所や復興の拠点としての機能を発揮する重要な公共施設である。

公園整備にあたって、「誰もが使いやすい公園づくり」を目指す必要があり、国の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」や兵庫県の「福祉のまちづくり条例施行規則」等も踏まえ、「ユニバーサルデザイン」による公園整備の推進を目的として平成 26（2014）年作成した整備マニュアルを、令和 4（2022）年 3 月の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（国交省）の改訂に合わせて、見直しを行った。

（※災害等のため一時使用する施設には、適用しない）

2. 適用範囲

（1）対象の公園

都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園

（2）対象の整備

都市公園の新たな整備及び既存の施設の改修

（3）対象の施設

園路及び広場、屋根付広場、休憩所・管理事務所、野外劇場・野外音楽堂、駐車場、トイレ、水飲場・手洗場、掲示板・標識、ベンチ・野外卓

（4）その他の施設

トイレについては、省令及び兵庫県規則を適用する。

3. 整備基準の適用除外

（1）工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法、都市計画法、その他の法令又は条例の規定の適用があるもの。

（2）山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの。

（3）自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの。

4. 表現方法バリアフリー

本書で標記される記号は、標準的な整備内容を■、望ましい整備内容を□とする。

ただし、物理的条件等により標準的な整備が難しい項目は、「原則」と加筆している。

5. 本書における用語の定義

○移動等円滑化（バリアフリー法第2条第2号）

高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。バリアフリー法の基準に適合させることをいう。

○特定公園施設（バリアフリー法第2条第15号）

バリアフリー法施行規則で規定されている「移動等円滑化が特に必要な12の公園施設」をいう。

12の公園施設とは、園路・広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識である。

○主要な公園施設（都市公園法施行令第5条）

「修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設うち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるもの」であり、公園利用の目的となっており、公園の中心的、特徴的な施設、利用の多い特定建築物、特別特定建築物等を含む。

○移動等円滑化園路

出入口及び駐車場から主要な公園施設を結ぶ経路のうち、都市公園移動等円滑化基準に適合した特定公園施設と接続した、移動等円滑化が図られた園路及び広場をいう。

○経路

公園利用者の動線・利用ルートを指していう。

○園路

公園利用者が移動するための機能をもつ公園施設をいう。

○通路

公園施設内の移動のための施設、または、園路の構成の中で出入口、階段等を除く平坦性の高い経路となっている部分をいう。

○傾斜路

階段又は段に併設する勾配のある経路。

1 園路及び広場

省令第3条関連

- ① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、1-(1)から1-(6)に掲げる基準に適合するものでなければならない。

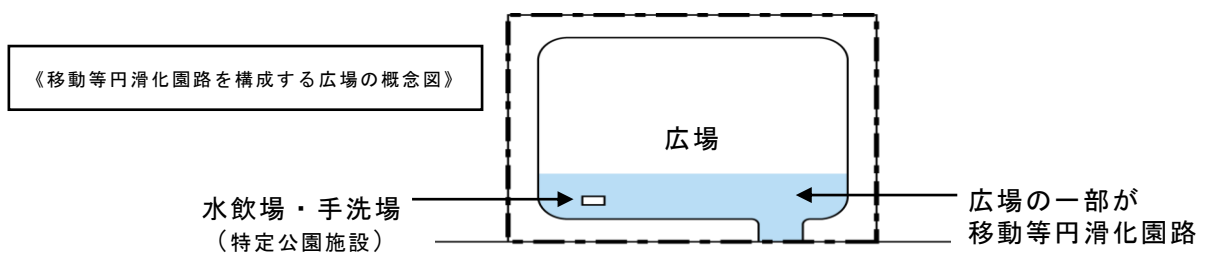
1 - (1) 特定公園施設等への接続の義務

省令第3条関連

- ① 特定公園施設のうちそれぞれ1以上、及び主要な公園施設に接続していること。

【ガイドライン】

- 都市公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路を移動等円滑化する。
- 移動等円滑化基準に適合する特定公園施設（園路及び広場を除く）が設置されている場合、移動等円滑化園路は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させる。
- 主要な公園施設には、移動等円滑化園路を接続させる。
- 特定公園施設や主要な公園施設を利用するために、広場内を移動しなければならない場合は、当該広場は園路と同等の機能を担うものとして、移動等円滑化園路とする。例えば、都市公園の出入口に広場が接しており、園路が設置されていない場合は、当該広場の一部を移動等円滑化園路とする必要がある。



- 掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させる。

■移動等円滑化園路における傾斜路の考え方は下記のとおりとする。

- ・ 移動等円滑化園路には、車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。
- ・ 移動等円滑化園路に階段又は段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。
- ・ 階段又は段に傾斜路を併設することが困難な場合は、エレベーター、その他昇降機を設置することにより、傾斜路に代えることができる。

□移動等円滑化園路は、主要な公園施設へのアクセスに対して迂回路とならない設定とすることが望ましい。また、高齢者、障がい者等が多様な利用ができるよう、可能な限り複数確保することが望ましい。

□歩行者用の出入口と駐車場がある場合は、それぞれ1以上の経路を移動等円滑化することが望ましい。

□移動等円滑化園路が接続する特定公園施設及び主要な公園施設の出入口手前には、施設に安全で円滑に出入りがきくよう150 cm×150 cm以上の水平面を確保することが望ましい。

□移動等円滑化園路以外の園路及び広場についても、高齢者、障がい者等が多様な利用ができるよう、可能な限り移動等円滑化することが望ましい。

□工事等の実施により移動等円滑化園路が遮断される場合には、工事を実施する旨の案内表示や、工事中の迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。

□主要な公園施設は、当該公園の設置目的のほか、公園整備計画、管理運営の方針等を踏まえるとともに、利用者や周辺住民の意見を聴取するなどにより設定することが望ましい。

※)特定公園施設以外の建築物である公園施設については、建築物移動等円滑化基準によるものとする。

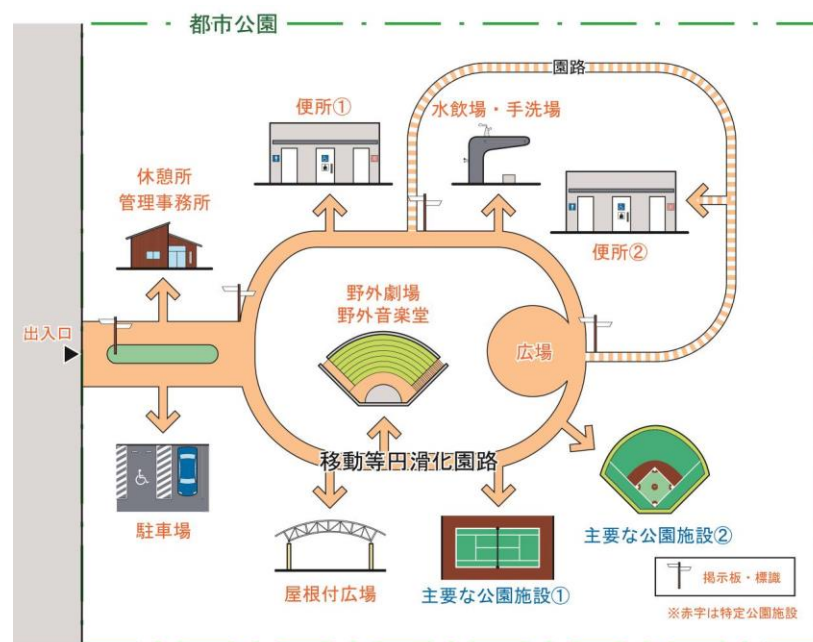


図 1-1 移動等円滑化園路の概念図

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月

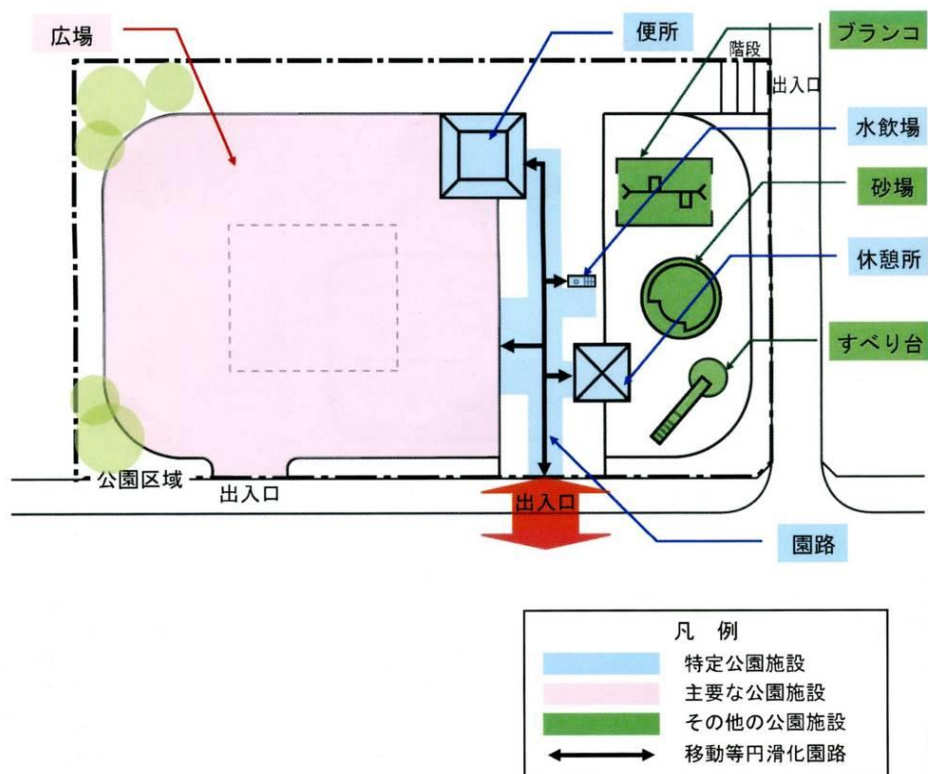


図 1-2 新設公園の特定公園施設、主要な公園施設の配置と接続の例（街区公園）

出典：「ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり（改訂版）」平成29年 （一社）日本公園緑地協会

1 - (2) 出入口

省令第3条関連

出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ① 幅は 120 cm 以上 とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、90 cm 以上 とすることができる。
- ② 車止めを設ける場合は、当該車止めの間隔のうち、1 以上は 90cm 以上 とすること。
- ③ 出入口から水平距離が 150 cm 以上 の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ④ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

【ガイドライン】

1. 有効幅

- 幅は、120 cm 以上 とすること。地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合でも、有効幅は 90 cm 以上 とする。
 - 車止めを設ける場合は、当該車止めの間隔のうち、1 以上は有効幅 90cm 以上 とすること。
 - 有効幅については、車止めの最上部まで 90 cm 以上を確保したものとする。
 - 公園利用者の安全確保のため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めは、車いす使用者等の通行に支障を来す場合があることから、公園の立地や利用状況、車いす性能等を踏まえて必要性等を慎重に検討すること。
 - 車止めを複数列配置する場合は、車いす使用者等が円滑に通行できるような配置とする。
- 車止めは、白杖で認知しやすい形状や弱視者等が認知しやすいものとするのが望ましい。
- 避難場所等になっている公園に車止めを設置する場合は、可動式のものを設置することが望ましい。

2. 水平面

■ 出入口からの水平距離が 150 cm 以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

■ 水平面の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

■ 横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造とする。

□ 車止めを設ける場合は、前後に長さ 150 cm 以上の水平面を設置することが望ましく、やむを得ない場合はその後ろに 150 cm 水平面を設けることが望ましい。

□ 車道に面した出入口は、道路の交通量や出入口の形状等を勘案し、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック（点状ブロック）を設置し、注意を促すことが望ましい。

■ 視覚障がい者誘導用ブロックを設置する際の仕様・敷設方法は下記のとおりとする。

- ・ JIS T9251 規格に準拠したものを使用する。また、原則、コンクリート製ブロックタイプのものを使用する。
- ・ 縦幅は 2 枚（2 列）を原則とし、基本的に出入口の全幅を網羅するように設置する。
- ・ 設置方向（点状突起の方向）は、注意喚起を目的として設置する場合は道路と平行に設置し、横断歩道がある場合は横断歩道の進行方向に向けて設置する。
- ・ ブロック周囲の舗装はブロックが認識しやすいものとし、原則、輝度比 2.0 を確保する。
- ・ 原則、公園と車道の境界から 30cm 離れた位置に設置する。なお、排水構造物等により当該位置に設置が困難な場合は、できる限り望ましい位置に設置するよう努める。

□ 既存公園の改修等で、既述の「視覚障がい者誘導用ブロックの仕様・敷設方法」に基づき、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するにあたり、既存の車止めが視覚障がい者誘導用ブロックに抵触する場合は、車止めの移設を行うことが望ましい。

□ 出入口が車道に面する場合、高齢者、障がい者等の注意喚起のため出入口で止まることが分かりやすいよう表示することが望ましい。

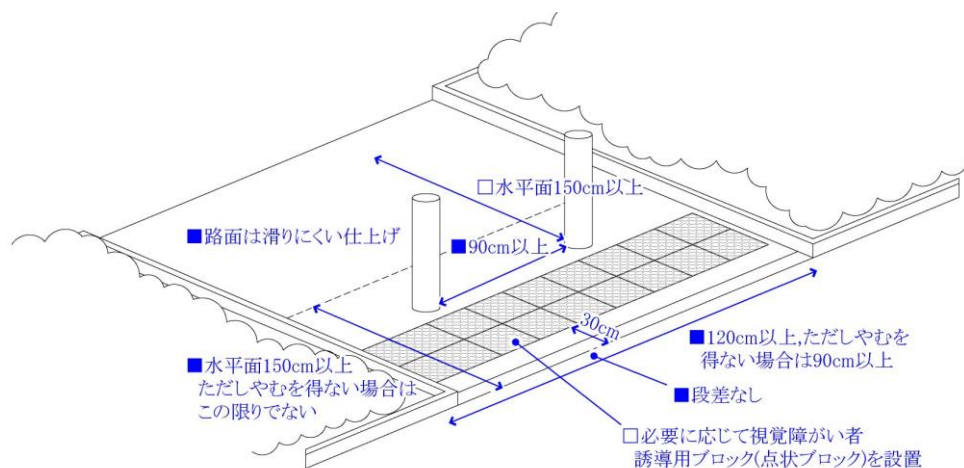


図 1-3 車止めを設けた出入口の整備例

〈点状ブロック〉

- ・点状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりである。
- ・ブロックの大きさは300mm×300mm を標準とし、その際の点状突起の数は25(5×5)とする。
- ・ブロック継ぎ目部分における点状突起の中心間距離は、 $b + 10\text{mm}$ 以下とする。

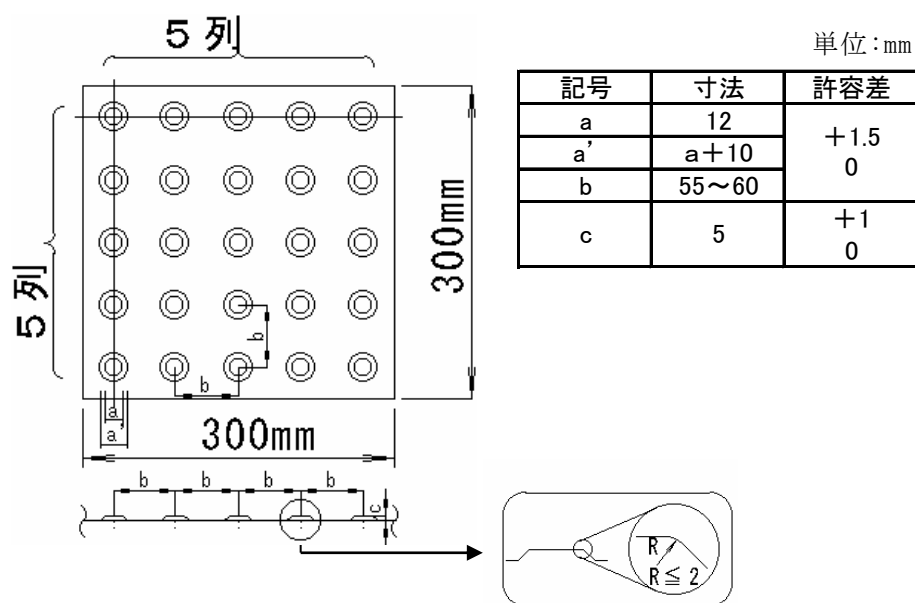


図 1-4 視覚障がい者誘導用ブロック・JIS T9251 規格図

3. 段

- 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

1 - (3) 通路

省令第3条関連

通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ① 幅は 180 cm 以上 とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 m 以内 ごとに、車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅 120 cm 以上 とすることができる。
- ② 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。地形の状況その他の特別な理由により、やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ③ 縦断勾配は 5% 以下 とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8% 以下 とすることができる。
- ④ 横断勾配は 1% 以下 とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2% 以下 とすることができる。
- ⑤ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

【ガイドライン】

1. 有効幅

- 幅は 180 cm 以上 とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 m 以内 ごとに、車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅 120 cm 以上 とすることができる。
- 幅 120 cm 以上とする場合は、車いす同士が円滑にすれ違えるよう、車いすが回転できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。
- 車いす使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180cm×180cm 以上の広さを確保する。

2. 段

- 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車いす使用者等の通行

の支障にならないよう傾斜路を併設する。

3. 勾配

■縦断勾配は5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

■縦断勾配が5%を超える箇所にあつては、高低差75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設け、原則地形変化点には点字ブロックを設ける。

ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。

■勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況等必要に応じて水平面を設けること。

■横断勾配は1%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。

□手すりについては、縦断勾配や地形などの状況に応じて設置が必要かどうかを判断する。なお、やむを得ず縦断勾配が5%を超える箇所については手すりを設けることが望ましい。手すりの設置方法は、1 - (5)の項の「傾斜路」に準拠する。

4. 表面等

■通路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

■排水溝・柵の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど高齢者、障がい者等の通行の支障にならない構造とする。

■照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

□照明を進行方向に合わせて設置することで、進行方向を分かりやすくすることは、高齢者、障がい者等が広い空間で進行方向を認知する上でも有効である。

5. 空中突出物

■原則として路面から200cmまでの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けない。

やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障がい者が白杖で感知できずに衝突しないよう、高さ110cm以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。

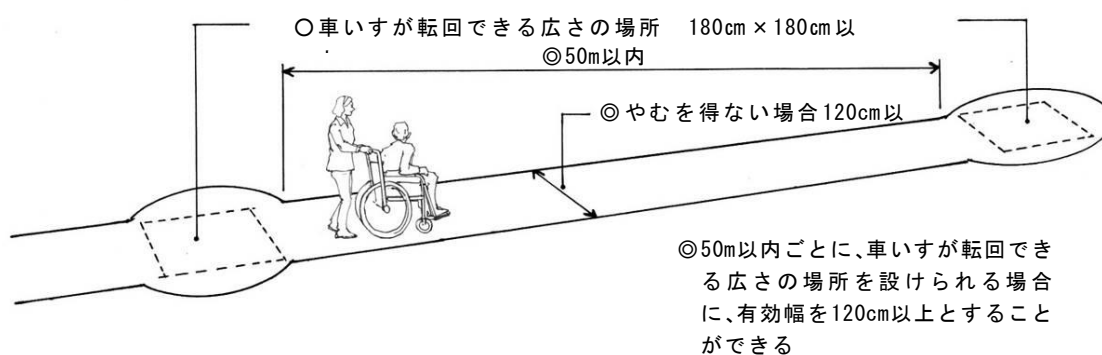
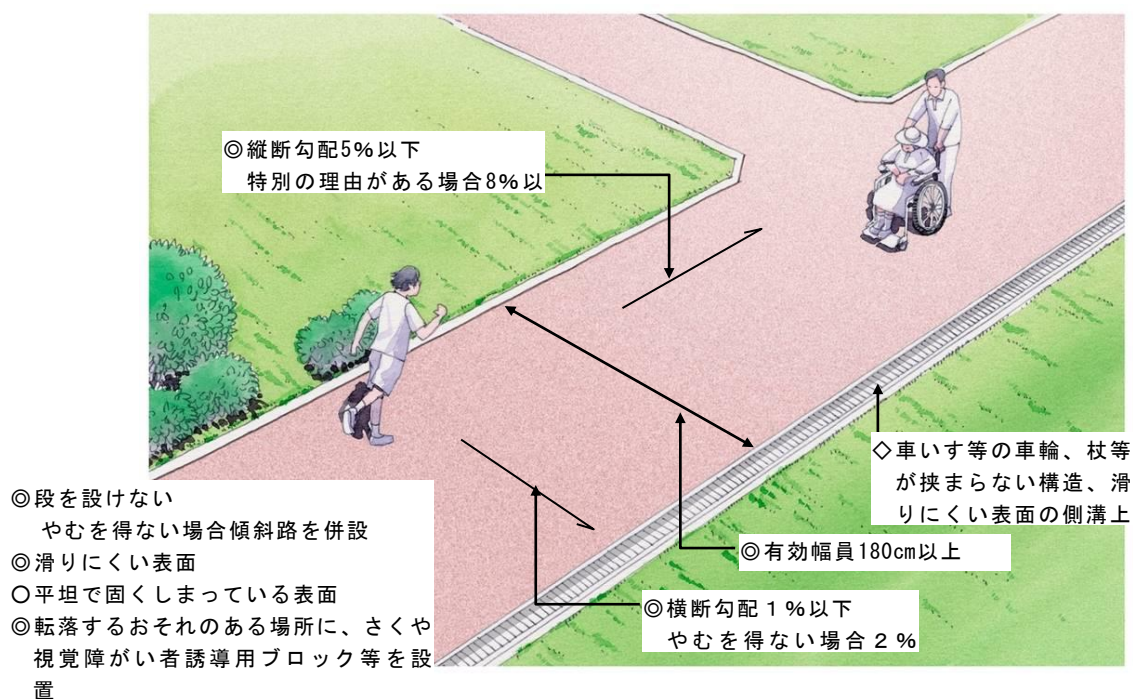
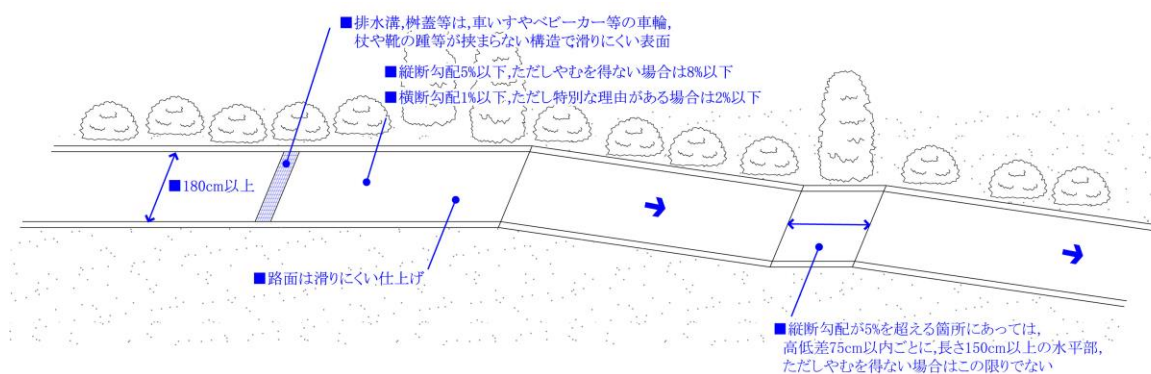


図 1-5 通路の整備例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月

1 - (4) 階 段

省令第3条関連

階段（その踊場を含む）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ① 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ② 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。
- ③ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ④ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ⑤ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造であること。
- ⑥ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- ⑦ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別な理由により、傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

【ガイドライン】

1. 手すり

- 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、必ずしも両側に設置しなくてもよい。
- 手すりは2段とし、階段の両側に連続して設置する。
- 床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段で65cm程度とする。
- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。
- 手すりの端部付近に、階段の行先情報（「階段上り」「階段下り」「踊場」）を示す点字を貼りつけること。

■手すりには行き先情報を2段共に点字で表示する。点字の表示方法は、JIS T0921規格にあわせ、点字内容は文字で併記する。点字ははがれにくいものとする。

□手すりは、階段の上端では水平に45 cm以上、下端では斜めの部分を含めて段鼻から45 cm以上、延長することが望ましい。

□手すりの外径は4 cm程度とし、壁面から5 cm程度離して設置することが望ましい。また、階段の終端部から水平区間へ60 cm程度延長し、円滑に利用者を誘導できるようにすることが望ましい。

□両側に設置することが効果的・効率的でない場合は、階段中央部に設置することも可能とする。また、階段幅が5 m以上の場合は、両側に加え中央部にも設置することが望ましい。

2. 回り段

■回り段は用いないこと。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、設置してもよい。

3. 表面等

■階段の踏面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

■照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

4. 段鼻

■段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。

■段鼻は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。

5. 立ち上がり部等

■階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。なお、立ち上がり部を設ける場合は、10 cm程度とする。

■階段の終始端部に近接する路面および踊場には、視覚障がい者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。

■視覚障がい者誘導用ブロックを設置する際の仕様・敷設方法は下記のとおりとする。

- ・ JIS T9251 規格に準拠したものを使用する。また、原則、コンクリート製ブロックタイプのものを使用する。
- ・ 進行方向に向かって縦幅は2枚（2列）を原則とし、基本的に横幅は階段幅の全幅を網羅するように設置する。ただし、踊場については、踊場の長さが短い場合には1枚（1列）を前後に2箇所、さらに短い場合には2枚（2列）を中央に1箇所の設置とすることができる。
- ・ 設置方向（点状突起の方向）は、進行方向に向けて設置する。
- ・ ブロック周囲の舗装はブロックが認識しやすいものとし、原則、輝度比 2.0 を確保する。
- ・ 土系舗装に設置する場合は、周囲を舗装するなどし、砂等が被らないよう努める。
- ・ 原則、階段の終始端部から 30cm 離れた位置に設置する。なお、排水構造物等により当該位置に設置が困難な場合は、できる限り望ましい位置に設置するよう努める。

□幅員は、歩行者同士が行き違いできるよう、120 cm 以上とすることが望ましい。

□階段の終始地点および高さ 250 cm 以内ごとに長さ 120 cm 以上の水平部分（踊場）を設けることが望ましい。

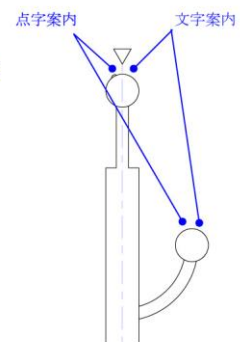
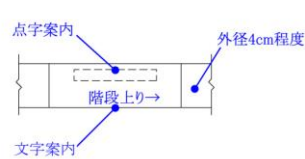
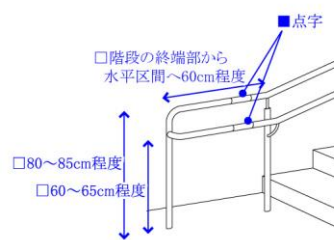
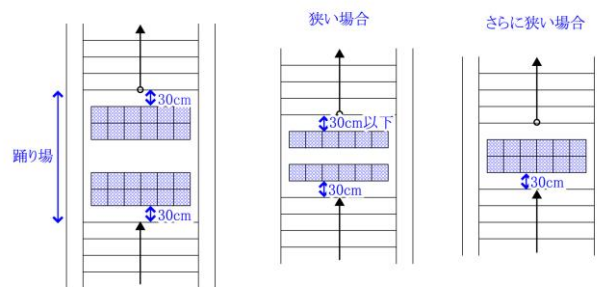
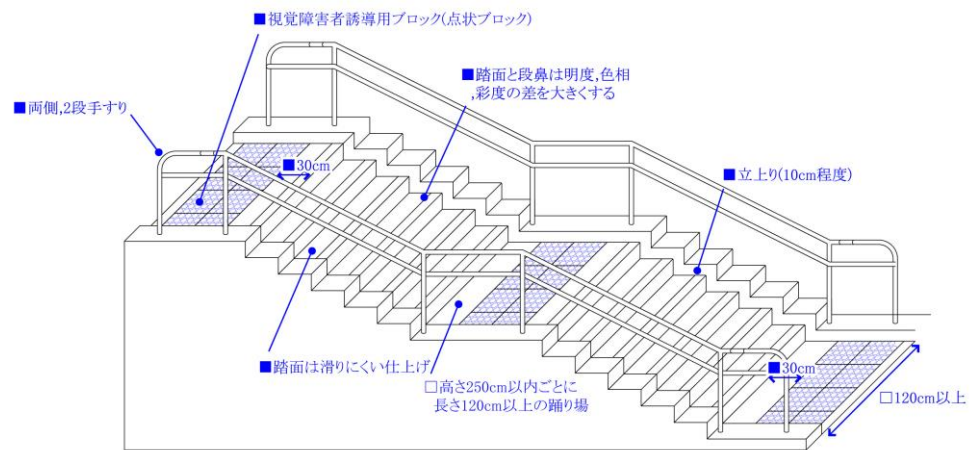


図 1-6 階段の整備例

1 - (5) 傾 斜 路

省令第3条関連

傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- ① 幅は 120 cm 以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 cm 以上とすることができる。
- ② 縦断勾配は、8 %以下とすること。
- ③ 横断勾配は、設けないこと。
- ④ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- ⑤ 高さが 75 cmを超える傾斜路にあつては、高さ 75 c m以内ごとに踏幅 150 c m以上の踊場が設けられていること。
- ⑥ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ⑦ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

【ガイドライン】

1. 有効幅

■ 幅は 120 cm 以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 cm 以上とすることができる。

□ 車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、幅 180cm 以上とすることが望ましい。

□ 傾斜路を階段と併設する場合は、傾斜路の有効幅を 120 cm 以上確保することが望ましい。

2. 勾配

■ 縦断勾配は、8 %以下とするが、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き 5 %以下になるよう努める。

■ 横断勾配は、設けないこと。

3. 表面等

- 傾斜路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。
- 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

4. 水平部分

- 高さ 75 cm を超える傾斜路にあつては、高さ 75 cm 以内 ごとに、長さ 150 cm 以上 の水平部を設けること。

□傾斜路の登り口、降り口には、安全性に配慮し、長さ 150cm 以上の水平部分を設けることが望ましい。

5. 手すり

- 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、必ずしも両側に設置しなくてもよい。

- 手すりは2段とし、傾斜路の両側に連続して設置する。

- 床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で 85cm 程度、下段で 65cm 程度とする。

- 手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。

- 手すりには行き先情報（「スロープ上り」「スロープ下り」「踊場」）を2段共に点字で表示する。点字による表示方法は、JIS T0921 規格にあわせたものとし、点字内容は文字で併記すること。点字ははがれにくいものとする。

□手すりの外径は 4 cm 程度とし、壁面から 5 cm 程度離して設置することが望ましい。

また、傾斜路の終端部から水平区間へ 60cm 程度延長し、円滑に利用者を誘導できるようにすることが望ましい。

□傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に 45 cm 以上、延長することが望ましい。

6. 立ち上がり部等

- 傾斜路の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。なお、立ち上がり部を設ける場合は、10cm 程度とする。

- 傾斜路の終始端部に近接する路面および踊場には、視覚障がい者誘導用ブロック（点

状ブロック）を敷設すること。

■視覚障がい者誘導用ブロックを設置する際の仕様・敷設方法は下記のとおりとする。

- ・ 進行方向に向かって縦幅は2枚（2列）を原則とし、基本的に横幅は傾斜路幅の全幅を網羅するように設置する。ただし、踊場については、踊場の長さが短い場合には1枚（1列）を前後に2箇所、さらに短い場合には2枚（2列）を中央に1箇所の設置とすることができる。
- ・ 設置方向（点状突起の方向）は、進行方向に向けて設置する。
- ・ ブロック周囲の舗装はブロックが認識しやすいものとし、原則、輝度比 2.0 を確保する。
- ・ 土系舗装に設置する場合は、周囲を舗装するなどし、砂等が被らないよう努めること。
- ・ 原則、傾斜路の終始端部から 30cm 離れた位置に設置する。なお、排水構造物等により当該位置に設置が困難な場合は、できる限り望ましい位置に設置するよう努める。

7. 傾斜路の併設が困難な場合

■移動等円滑化園路に階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別な理由により、傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものを併設する。

■エレベーター等の基準は、バリアフリー法第8条に規定する公共交通移動等円滑化基準に準じる。

□階段にエレベーター等の昇降機を設置する場合は、階段の近傍にその位置を表示した標識を設置することが望ましい。

1 - (6) 転落防止等

省令第3条関連

- ① 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

【ガイドライン】

- 出入口や通路等に近接して崖などがある場合は、転落等の危険があるため、視覚障がい者誘導用ブロック(点状ブロック)や柵等を設置し、安全性を確保する。
- 視覚障がい者誘導用ブロックは、JIS T 9251 に準拠したものを使用する。
- 原則視覚障がい者誘導用ブロックと路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。
- 転落の防止だけでなく、視覚障がい者の誘導が必要な箇所では、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを設けるほか、園路の縁を立ち上げたり、素材を変える等配慮することが望ましい。
- 利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保することが望ましい。

2 屋根付広場

省令第4条関連

屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

① 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

1) 幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。

2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

② 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

【ガイドライン】

1. 出入口の基準

(1). 有効幅

- 出入口の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう 120cm 以上とする。
- 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、車いす使用者が通行できるよう、80cm 以上の有効幅を確保する。

(2). 段

- 車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。
- 水処理や地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合は、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。

2. 広さの基準

- 屋根付広場には、車いす使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保する。
- 広場は、車いす使用者等が円滑に利用できるよう、平坦で固くしまっていて、滑りにくい舗装とする。

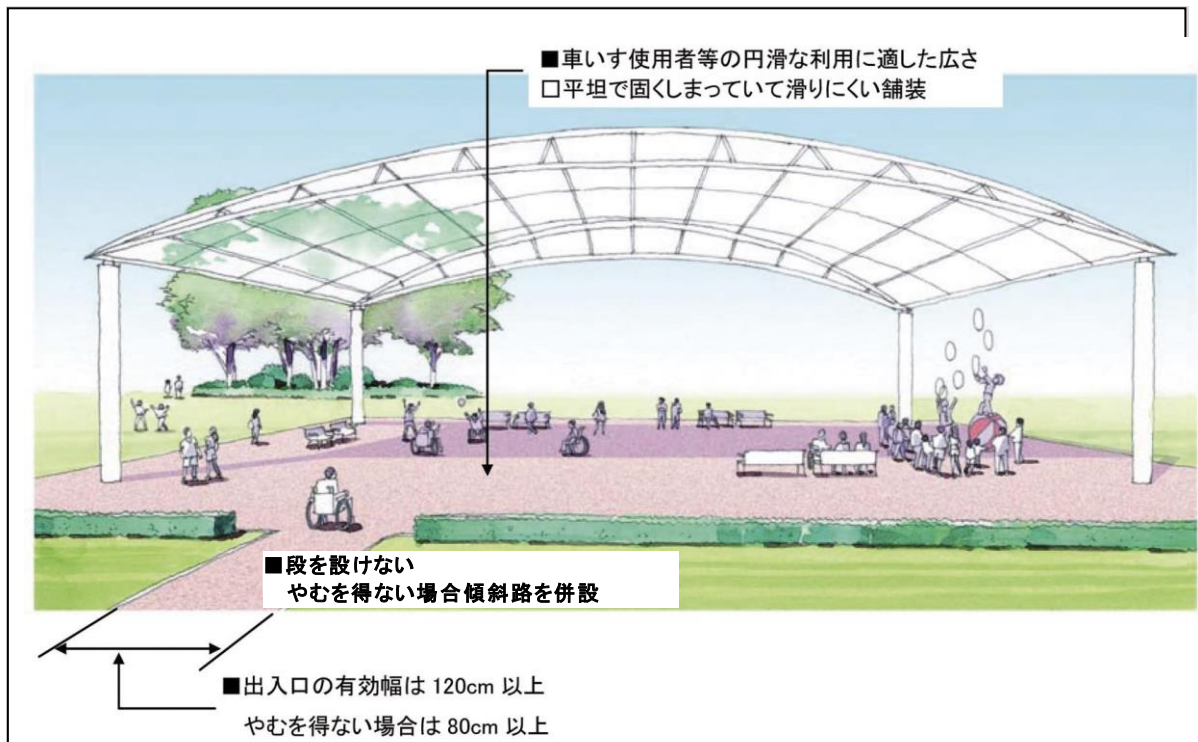


図 2-1 屋根付広場の整備例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第 2 版 令和 4 年 3 月（一部加工）

3 休憩所・管理事務所

省令第5条関連

休憩所・管理事務所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- ① 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - 1) 幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。
 - 2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - 3) 戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - i) 幅は、80cm 以上とすること。
 - ii) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- ② カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- ③ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- ④ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、省令第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。（「6. トイレ」の省令を参照）

【ガイドライン】

- 休憩所は四阿などがあるが、形態、構造に関わらず、公園施設の休憩所として位置づけられるものは特定公園施設に該当する。
- 藤棚・パーゴラについても藤棚・パーゴラ内にベンチ、野外卓等を設置する場合は屋根の有無に関わらず特定公園施設とする。
- 管理事務所は、都市公園移動等円滑化基準に適合したものとする。
- 休憩所を設ける場合1以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合したものとする。

1. 出入口の基準

- 出入口の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう 120cm 以上とする。
地形状況その他特別の理由によりやむを得ない場合でも、車いす使用者が通行できるよう、80cm 以上の有効幅を確保する。
- 出入口に戸を設ける場合は、有効幅は車いす使用者が通過できるように、80 cm 以上とし、車いす使用者等が容易に開閉して通過できる構造とする。
- 車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。
水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を併設する。

2. カウンターの基準

- カウンターを設ける場合は、そのうち 1 以上は筆記や対話などに考慮し、車いす使用者等が使用しやすい構造とする。
- カウンターの構造は、車いす使用者が利用できるよう、上部の高さ 70～75cm 程度、下部の高さ 65～70cm 程度、下部スペースの奥行きは 45cm 以上を設ける。
- カウンターを設ける場合は、常時職員が対応できる場合でも、車いす使用者等の円滑な利用に適した構造とすることが望ましい。

3. 広さの基準

- 施設内部の高齢者、障がい者等が休憩、カウンターを利用する場所などは、車いす使用者の回転等を考慮し 150cm×150cm 以上の広さを確保する。
- 休憩所の舗装は、平坦で固くしまっていて、滑りにくい仕上げとする。

4. トイレの基準

- 休憩所、管理事務所内に便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合したバリアフリースイレを設ける。

5. その他設備等

- 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、必要に応じて公園内に休憩所を配置することが望ましい。

- 休憩所には、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるベンチ等を設置することが望ましい。
- 乳幼児連れには、授乳のためのいす、おむつ替え台が必要なため、休憩所、管理事務所や売店、飲食店等に授乳室やおむつ替えが出来る場所を設けることが望ましい。
- 授乳室やおむつ替えができる場所を設ける場合は、車いす使用者の利用にも配慮することが望ましい。
- 急病等の際に安静をとるための救護施設を管理事務所に設けることが望ましい。
- 管理事務所の場所を把握しやすくするため、分かりやすい名称の表示や音声案内など、到達しやすく、入口をわかりやすくすることが望ましい。

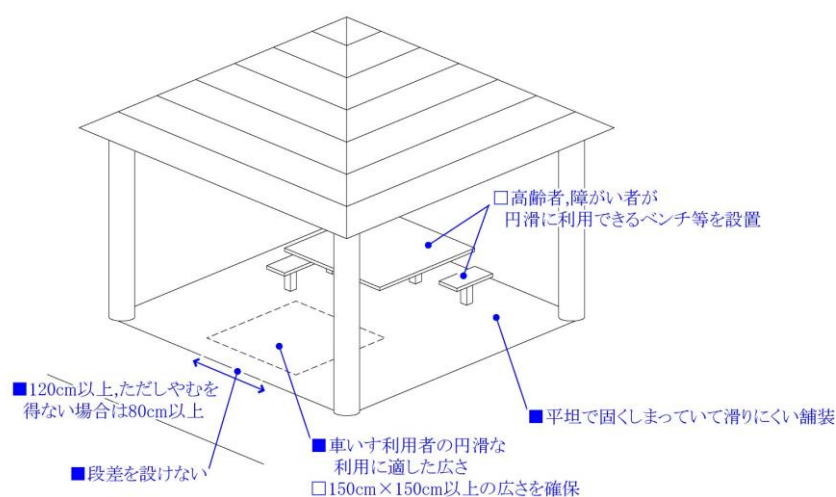


図 3-1 休憩所の整備例

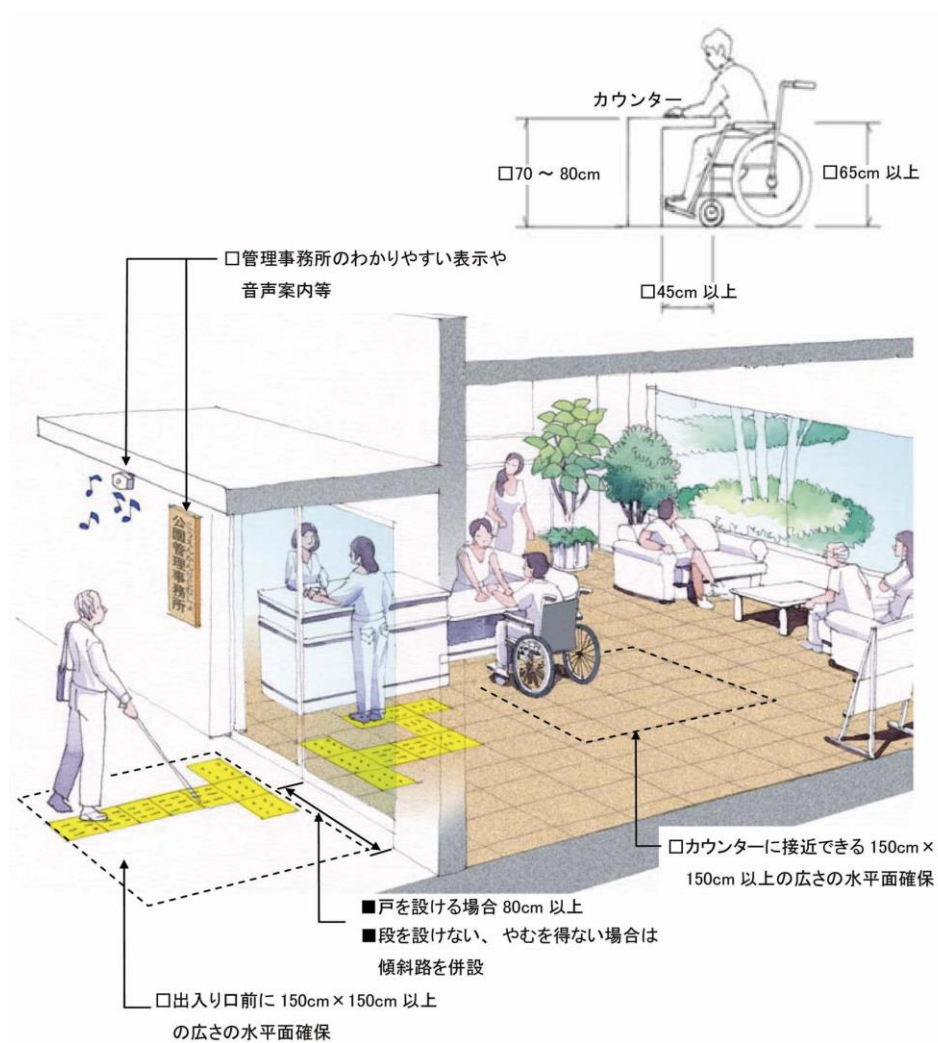


図 3-2 管理事務所の整備例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月（一部加工）

4 野外劇場・野外音楽堂

省令第6条関連

野外劇場・野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- ① 出入口は、屋根付き広場の出入口の基準に適合するものであること。
- ② 出入口と次項の車いす使用者用観覧スペース及び④の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - 1) 幅は、120cm 以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を 80cm 以上とすることができる。
 - 2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - 3) 縦断勾配は、5 %以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 %以下とすることができる。
 - 4) 横断勾配は、1 %以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 %以下とすることができる。
 - 5) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - 6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障がい者誘導用ブロックその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- ③ 当該野外劇場・野外音楽堂の収容定員が 200 以下の場合は当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、収容定員が 200 を超える場合は当該収容定員に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- ④ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、省令第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

⑤ 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1) 幅は 90cm 以上であり、奥行きは 120cm 以上であること。

2) 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

【ガイドライン】

1. 出入口の基準

■有効幅を 120 cm 以上確保する。地形の状況などで 120 cm 以上確保することが困難な場合は、有効幅を 80cm 以上とすることができる。

■車いす使用者にとって、僅かな段でも通過する際に支障となる場合が多いため、出入口には段を設けない。

■段が生じる場合、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、園路の傾斜路の基準を満たすこと。

2. 通路の基準

■出入口と車いす使用者用観覧スペース及び便所との間の経路を構成する通路については、以下の有効幅、段、勾配、表面、さく等の基準を満たす必要がある。

(1)有効幅

■通路の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう 120cm 以上とする。

地形の状況などで 120cm 以上とできない部分がある場合、通路の末端付近などの広さを車いすの転回に支障がないものとした上で、80cm 以上とすることができる。

□120 cm 以上と出来ない部分がある場合、前記条件で 90cm 以上とすることが望ましい。

□通路の交差点や端部に車いす使用者が回転できる広さとして 150cm×150cm 以上の広さを確保することが望ましい。

(2)段

■車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。

■水処理や地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合、車い

す使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける。

□通路に段を設ける場合は、段鼻は、全長にわたって周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。

(3)勾配

■縦断勾配は、高齢者、障がい者等（特に車いす使用者等）が円滑に利用できるよう、5%以下とする。ただし、地形の状況等特別の理由があつて、5%以下の勾配が困難な箇所のみ、8%以下とすることができる。また、原則勾配の変化部分には点字ブロックを設ける。

■横断勾配があると車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とする。部分的な処理や舗装の状況等、特別な理由がある場合のみ2%以下まで許容する。

□縦断勾配を設けて通路を設置する場合、園路の傾斜路に準じて高さ75cmごとに長さ150cm以上の水平部分を設けることが望ましい。

(4)表面

■通路の路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

(5)さく等

■通路から転落の危険がある場合は、危険防止のためのさく、視覚障がい者誘導用点状ブロック等を設ける。

3. 車いす使用者用観覧スペースの設置数

■野外劇場の計画収容者数が200人以下の場合は、計画収容者数に50分の1を乗じて得た数以上、計画収容者数が200人を超える場合は、計画収容者数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設置する。

■車いす使用者用観覧スペースは、車いす使用者のグループ利用を考慮し、少なくとも3以上設ける。

■車いす使用者用観覧スペースは、少なくとも同時に2以上の車いす使用者が利用で

きる専用スペースとして、固定位置に確保する。

□車いす使用者用観覧スペースは、車いす使用者が観覧する場所を選択できるよう、複数の箇所に設置することが望ましい。

□車いす使用者用観覧スペースは、緊急避難等も配慮して配置することが望ましい。

4. トイレ

■野外劇場・野外音楽堂内にトイレを設ける場合は、そのうち1以上は、都市公園移動等円滑化基準に適合したバリアフリースイートイレを設ける。

5. 車いす使用者用観覧スペースの構造

(1) 広さ

■車いす使用者用観覧スペースは、1台あたり幅90cm以上、奥行き120cm以上の平坦な広さを確保する。

□リクライニング式の車いす等使用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車いす使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。

(2) 床面・段

■車いす使用者用観覧スペースの表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

■車いす使用者等が利用する際に支障となる段差は設けない。

■車いす使用者用観覧スペースが他の観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。

(3) さく等

■車いす使用者等が転落するおそれのある場所には、さく等危険防止のための設備を設ける。

■車いす使用者用観覧スペースの全面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。

(4) サイトライン

- 車いす使用者用観覧スペースは、前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、ステージ等へのサイトラインを確保する。

(5)同伴者用(介助者、家族、友人等)の観覧席

- 車いす使用者の同伴者席は、車いす使用者用観覧スペースの横に隣接して設ける。
- 客席スペースや構造等により、車いす使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合は、車いす使用者用観覧スペースにできるだけ近い位置に設ける。

(6)管理運営において留意すべき事項

- 高齢者、障がい者等のステージ利用にも配慮することが望ましい。

- 平坦で固くしまっていて滑りにくい表面

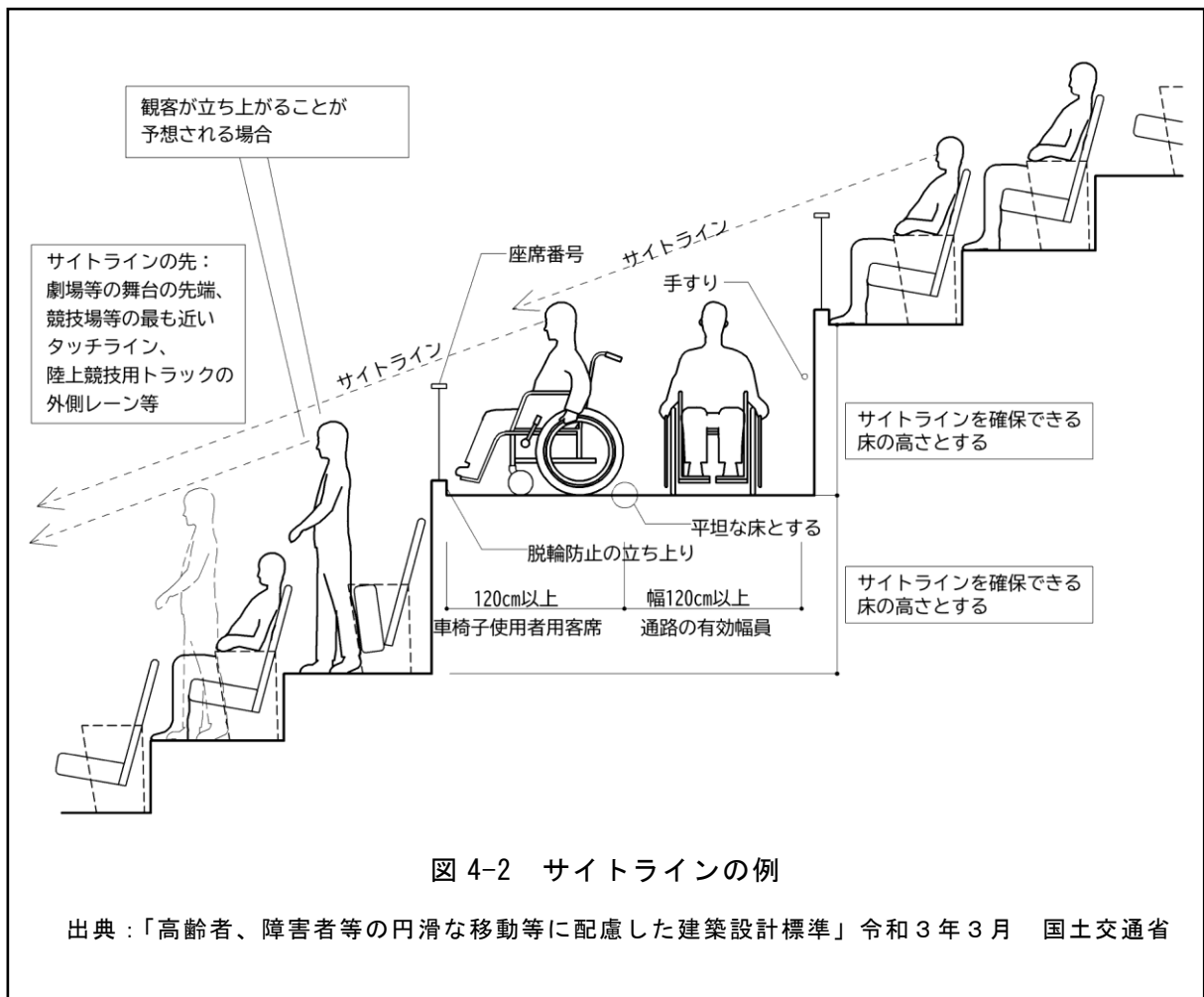


図 4-2 サイトラインの例

出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」令和 3 年 3 月 国土交通省

5 駐 車 場

省令第7条関連

- ① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- ② 車いす使用者用駐車施設の幅は、350 cm 以上とすること。
- ③ 車いす使用者用駐車場施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

【ガイドライン】

1. 車いす使用者用駐車施設の設置数

- 当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合、駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。大型自動二輪車・普通自動二輪車の専用駐車場においては、必ずしも設置しなくともよい。

□ 車いす使用者用駐車施設は移動等円滑化園路に最も近い位置に設けることが望ましい。

□ 車いす使用者用駐車施設の後部には、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅120cm以上の通路を設け、移動等円滑化園路と接続させることが望ましい。

駐車場の規模(台)	必要数
～ 50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～300	5

2. 車いす使用者用駐車施設の構造

- 車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm 以上とする。

- ### 3. 車いす使用者用駐車施設の表示

-
- 車いす使用者用駐車施設の表示
 ■国際シンボルマークを表示
 ■滑りにくく平坦な仕上げ
- 駐車場出入口の案内表示
 □有効幅 120 cm以上の通路
- 段を設けない
 ■有効幅350cm以上
- 車いす使用者以外の障害者等のための、少し大きめの駐車スペースの設置
- 車いす使用者の円滑な乗降のためのスペースを確保し、白い斜線表示

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月（一部加工）

4. 車いす使用者以外の障がい者等のための駐車施設等

□ 肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れの人などの利用が多い公園においては、これらの利用者の乗降に配慮し、通常の駐車スペースより少し大きめの駐車スペースを設置することが望ましい。

■ 車いす使用者以外の障がい者等のための駐車施設を設ける場合は、車いす使用者用駐車施設と区分して、分かりやすく表示する。

□ 駐車場の区域が分かりやすいよう、駐車場の出入口に案内表示を行うことが望ましい。

6 トイレ

省令第8条、兵庫県規則第6条関連

- ① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
 - (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
 - (3) 前項の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- ② 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
 - (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
 - (2) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とし、次に掲げる基準に適合すること。
 - 1) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けること。
 - 2) 次に掲げる洗面所を設けること。ただし、車いすの転回に支障となる場合はiiについてはこの限りでない。
 - i) 洗面器は、高さ70～80cmまでの位置に設けること。
 - ii) 洗面器の周囲に手すりを設けること。
 - 3) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。
- ③ 便所の1以上に、ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設けること。

④ 便所の1以上は、次に掲げる洗面所を設けること。

(1) 洗面器は、高さ70～80cmまでの位置に設けること。

(2) 洗面器の周囲に手すりを設けること。

(3) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。

省令第9条、兵庫県規則第6条関連

⑤ ②の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合すること。

1) 幅は、80cm以上とすること。

2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。傾斜路は、幅は90cm以上とし、勾配は1/12を超えないものであること。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないものであること。

3) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。標識は、JIS適合図を用いて表示し、出入口又はその付近の見やすい位置に設けること。

4) 戸は、次に掲げる基準に適合すること。

i) 幅は、80cm以上とすること。

ii) 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

iii) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。

iv) 戸の前後に高低差を設けないものであること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

⑥ ②(1)の便房は、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 出入口の幅は、85cm以上とすること。

(2) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(3) 出入口には、当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。標識は、JIS 適合図を用いて表示し、出入口付近の見やすい位置に設けるものであること。

(4) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(5) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。

省令第10条、兵庫県規則第6条関連

⑦ ②(2)の便所は、⑤(1)-1)、2) 及び 4)、並びに(2)、並びに⑥(1)、(3)～(5)に掲げる基準に適合すること。

なお⑥(3)における「当該便房」については「当該便所」と読み替えるものとする。

【ガイドライン】

1. トイレ全般の基準(省令第8条、第9条)

本市では、バリアフリーを意識したトイレ整備を進めていく。

(バリアフリースイール:乳幼児連れや高齢者、障がい者等が利用しやすく、性的マイノリティや異性介助の際にも入りやすい、円滑に利用できるよう配慮した構造や機能を有するトイレ。)

1. 便所内に、バリアフリースイールを設けて、一般の便房と併設されている便所(バリアフリースイールが設けられた便所)



2. バリアフリースイールが独立して設けられた便所(独立型バリアフリースイール)



図 6-1 バリアフリースイールが設けられた便所と独立型バリアフリースイールの例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月

(1)出入口

■出入口の幅は、85cm 以上且つ有効幅は 80 cm 以上とする。

■トイレの出入口には、高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないこと。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。

■バリアフリースイートを設置したトイレの出入口に戸を設ける場合、次に掲げる基準に適合すること。

(1)有効幅は、80cm 以上とすること。

(2)高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造であること。

(3)戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずること。

(4)戸の前後に高低差を設けないこと。

バリアフリースイートの戸

■電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。

■握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車いす使用者の円滑な動作に十分に配慮する。

■車いす使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60cm～70cm 程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。

□保護者と一緒に入っている子どもが勝手に鍵を開けないよう、2つ目の鍵を設置することが望ましい。

□弱視（ロービジョン）、色覚多様性（色覚異常）の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。

■原則全ての付属器具の設置にあたっては、車いす使用者の動作空間に配慮し、戸の開閉動作等の支障とならない配置にすること。

□防犯上・管理上の理由等からやむを得ず利用可能時間外の施錠を行っている場合は、戸に利用可能時間を表示するとともに、ウェブサイト等で利用可能時間の情報提供を行うことが望ましい。

□バリアフリースイートの戸は有効幅 90 cm 以上とすることが望ましい。

(2)床面

- 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。
- 原則出入口から内部まで床面は全て段差がなく、平坦とすることが望ましい。

(3)広さ

- 便房内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。
- バリアフリーストイレへ通じるトイレ内通路に、車いすが転回できる空間を確保する。
- トイレ内のバリアフリーストイレの手前に、車いす使用者が回転できる 150cm×150cm 以上の広さを設ける。

■バリアフリーストイレの広さ

- (1) バリアフリーストイレ内の広さは、車いす使用者が設備・備品等を使用できる等、車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
- (2) 便房の大きさは、各設備を使用でき、車いす使用者が 360° 回転できるよう、直径 150 cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ内法 200 cm以上×200 cm以上とする（ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内法寸法に含めないものとする）。
- (3) 新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車いすで 360° 回転できるよう、直径 180 cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ内法 200 cm以上×200 cm以上とする。
- (4) 便器の正面及び側面に、車いす使用者が車いすを近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。
- (5) 改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず内法 200 cm以上×200 cm以上を確保できない場合においては、正面から入る場合は有効奥行き 200cm 以上、有効幅 130cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き 180cm 以上、有効幅 150cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口を確保すること。

(4)男子用小便器

- 男子用小便器を設ける場合は、高齢者、障がい者等にも使いやすいように、1 以上のリップの高さが 35 cm以下の壁掛け式又は床置き式小便器を設ける。

■上記基準を満たした男子用小便器の1以上には、高齢者、障がい者等の利用に配慮した手すりを設置する。

□上記基準を満たした男子用小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。

(5)大便器

■便所内に腰掛便座（洋式）を1以上設置した上、その便所の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。

□高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とすることが望ましい。

□和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障がい者等の利用に配慮したものとするのが望ましい。

□子どもの利用が特に多い公園では、必要に応じて、幼児用便器・幼児用便座の設置を検討することが望ましい。

■バリアフリースイレには、車いす使用者や足腰が弱く、立ったり座ったりの動作が困難な高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするため、腰掛便座及び手すりを設置する。

(1)手すりは、JIS T 9282 に準拠したものを使用する。

(2)便座高さは40～45cmとし、便蓋は設けず、背後に背もたれを設ける。

(3)手すりは便器に沿った壁面側はL字形に設置し、もう一方は、車いすを便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは65～70cm程度、左右の間隔は70～75cmとする。

(6)便器洗浄ボタン・紙巻器等

■視覚障がい者や上肢不自由者等の使用に配慮し、便器の横壁面に紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンを設ける場合は、形状、色、配置はJIS S 0026に合わせたものとする。

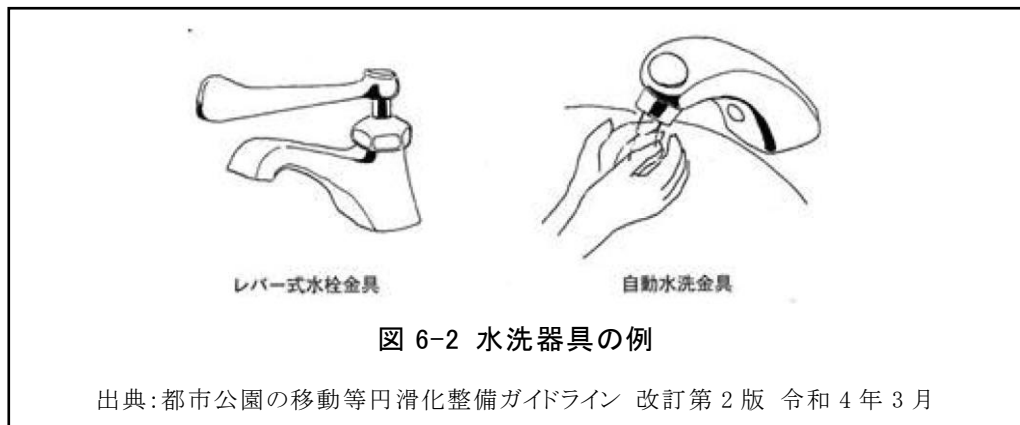
□弱視（ロービジョン）、色覚多様性（色覚異常）の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。

■バリアフリースイールの便器洗浄ボタン・紙巻器等

- (1) 便器洗浄ボタンは押しボタン式等の操作が容易なものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。
- (2) 紙巻器は、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。
- (3) 呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように複数設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。

(7)洗面器、鏡

- 洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。
- 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上 65cm 以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 80cm 以下とする。
- 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができること。
- 子ども等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm 程度（吐水口に手が届きやすい）の洗面器も設けることが望ましい。
- 洗面台の近くにベビーチェアを設けることが望ましい。
- 蛇口から出る水が飲用不適の場合は、その旨を蛇口付近の見やすい場所に表示することが望ましい。
- 車いす使用者の利用を想定する場合、鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ 100 cm 以上とすることが望ましい。
- バリアフリースイールに鏡を設置する場合は、車いすでも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った立面鏡とする。



(8) 標識

- 原則男女別及び内部の構造を、トイレの出入口付近の視覚障がい者がわかりやすい位置に表示する。
 - トイレ内に車いす使用者用の便房、オストメイト用設備を備えた便房、おむつ交換台、ベビーチェアなどの乳幼児用設備がある場合には、出入口付近にその旨を表示する。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように表示する。
 - トイレ内部の配置等をわかりやすく表示した案内図は、視覚障がい者の利用に配慮し、原則点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。
 - 原則ピクトグラムは JIS Z 8210 に示された案内用図記号等を基本とする。
- 標識を独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等への意見聴取などを行った上で使用することが望ましい。
- 必要に応じて、音声による案内・誘導を行うことが望ましい。

(9) 手荷物置き台、フック、着替え台

- 便房内には、杖や傘などを立てかけられるフックや手荷物を置く棚等を設置する。
- 小便器の脇には杖や傘等を掛けるフック等を設け、原則小便器正面等に手荷物棚を設置する。
- バリアフリートイレのフックは、視覚障がい者、車いす使用者に危険のない高さ、形状とする。原則1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。
- バリアフリートイレには、原則手荷物を置ける棚などを設置する。
- バリアフリートイレには、ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え、幼児

のおむつ交換等に配慮し、原則汚物流しの近くに着替え台を設ける。

(10)オストメイト用設備

■バリアフリースイレには、オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を設ける。

■上記の水洗器具は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭く場合を考慮し、原則温水が出る洗浄措置を備えた汚物流しとする。

■汚物流しの洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどの物を置ける十分なスペースを設置する。

■改修時などで、面積や構造等の制約により、やむを得ず汚物流しを設けることができない場合においては、簡易型オストメイト用設備を設ける。

■簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人があることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の戸に設置する。

■ストーマ装具の装着を確認するための鏡を設ける。

(11)乳幼児用設備

□乳幼児用設備を有する便房を1以上（男女別に設けるときはそれぞれ1以上）設置することが望ましい。

□乳幼児用設備を有する便房は、ベビーカーとともに入れる広とし、ベビーチェア、おむつ交換台及び着替え台等を設置することが望ましい。

■ベビーチェアを備えた便房の出口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該トイレの出入口又はその付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えたトイレである旨を表示する標識を設けること。

□更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、上記の乳幼児用設備を有する便房に加えて、一般便房にベビーチェアを設置することが望ましい。

□ベビーチェアは、保護者が安心して利用することができるよう、便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。また、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮することが望ましい。

□ベビーチェアを設置した便房では、ベビーチェアに座った乳幼児の手が届かない位置に、2つ目の鍵を設置することが望ましい。

バリアフリースイールの乳幼児用設備

■原則ベビーチェア及びおむつ交換台を設置する。

■乳幼児用設備は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設置する。

□便房内での配置については、保護者が安心して利用することができるよう、ベビーチェアが便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮することが望ましい。

(12)大型ベッド等

□バリアフリースイールには、障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッド又は収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。大型ベッド等を設置する場合は、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。大型ベッドを設置する際は、不適切利用に対する対策などに十分留意する。

□上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車いすでの出入りが可能となるよう、車いすに乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。

□大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。

(13)その他の設備

□バリアフリースイールの便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。カーテンを設置する際は、燃やされる・破られるといった防火面や、カーテンを手すり代わりとして使用されるといった安全面の問題点を踏まえ、カーテンの素材、設置後の適切な管理などに十分留意する。

(14)設備と内装のコントラスト

□弱視者（ロービジョン）のため、便房内の設備と内装のコントラストを明確にすることが望ましい。

(15)明るさ

- トイレ、便房の利用に支障のないよう、照明等により、十分な明るさを確保する。
- 出入口付近は、防犯に配慮し、照明等により明るさを確保することが望ましい。

(16)緊急時通報

- 視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。

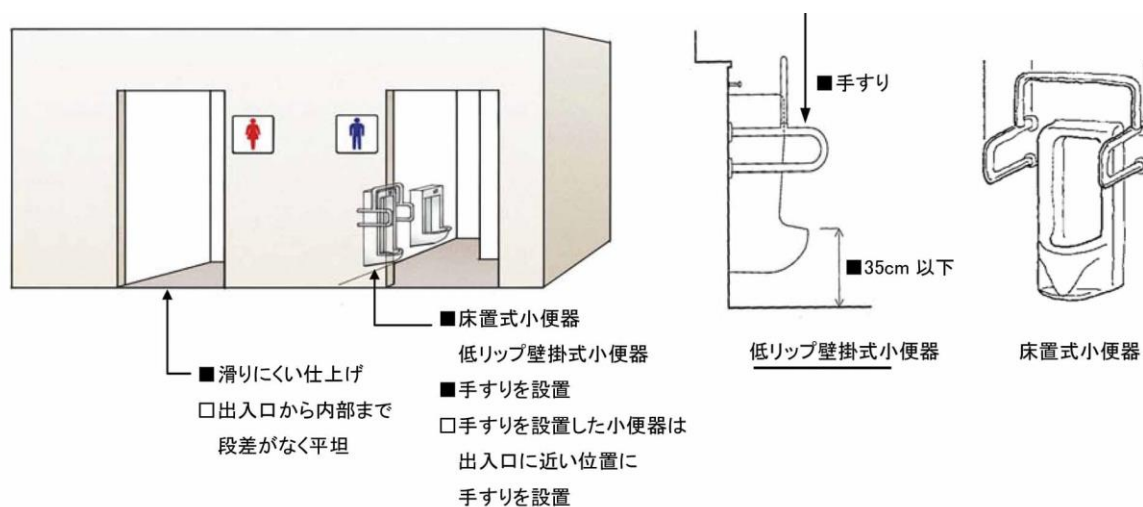


図 6-3 便所の例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月（一部加工）

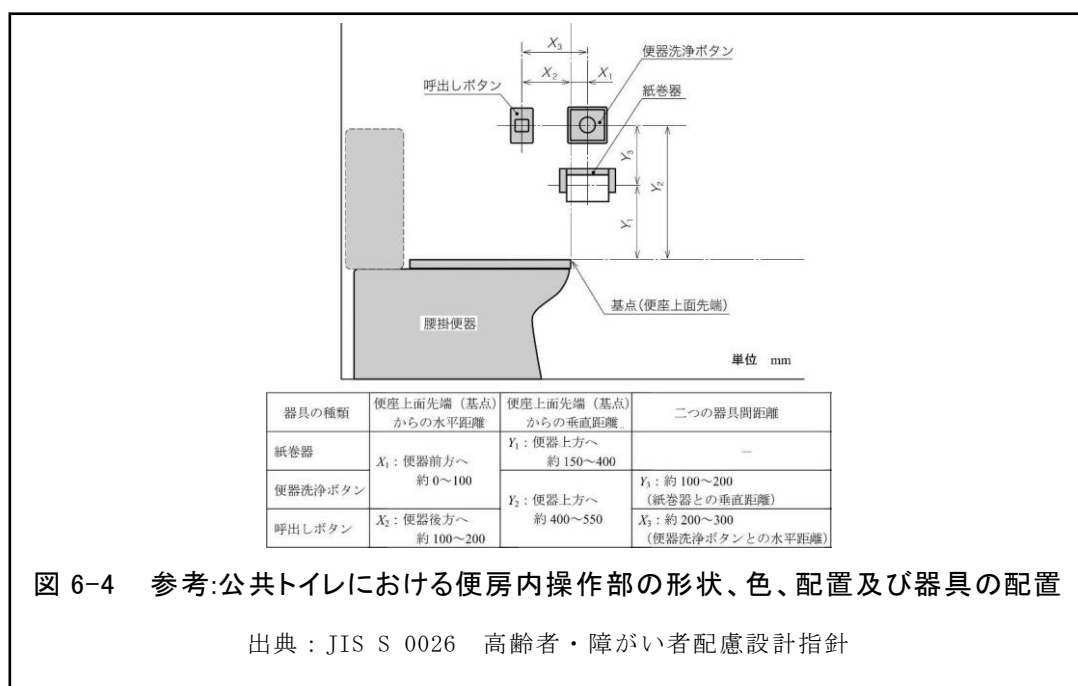


図 6-4 参考:公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置

出典：JIS S 0026 高齢者・障がい者配慮設計指針

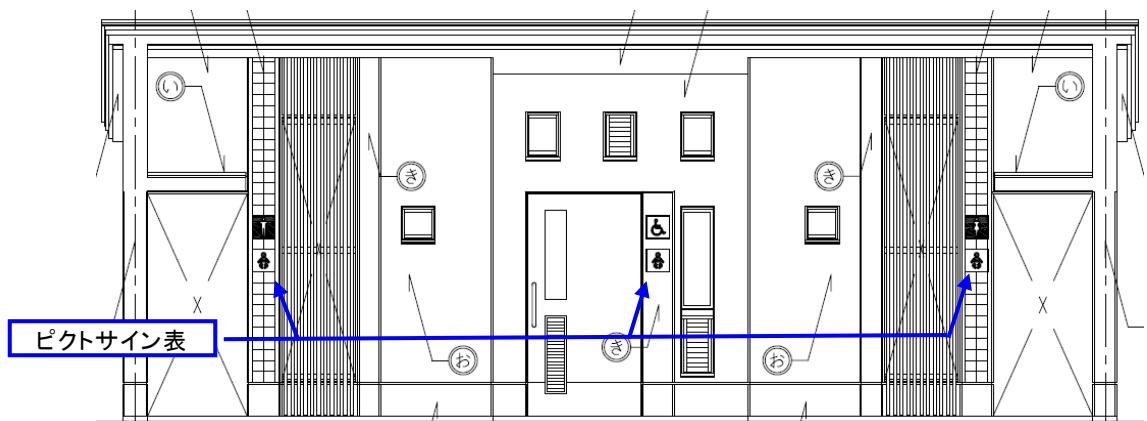
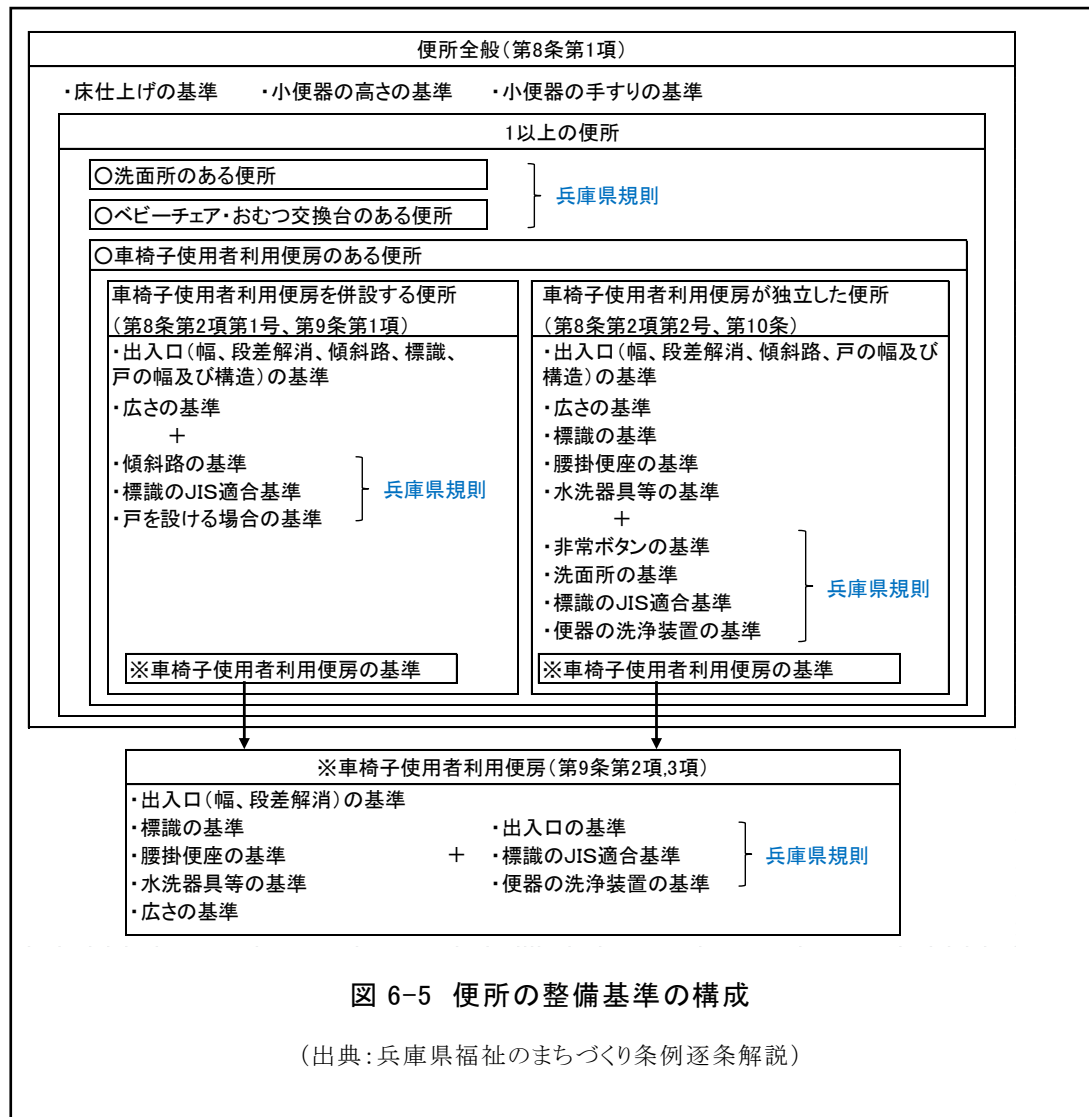


図 6-6 ピクトサインの配置例 (蓮池公園・西側立面図)

2. バリアフリースイールの設置基準(省令第8条第2項)

(乳幼児連れや高齢者、障がい者等が利用しやすく、性的マイノリティや異性介助の際にも入りやすい、円滑に利用できるよう配慮した構造や機能を有する便所トイレの基準)

公園内にトイレを設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、障害者等が利用しやすく、性的マイノリティや異性介助の際にも入りやすい場所(一般トイレ出入口付近等)に配置し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した構造を有する便房又はトイレとする必要がある。

■公園内にトイレを設ける場合、そのうち1以上は、バリアフリースイールを設置したトイレとするか、独立型バリアフリースイールとする。

□公園内に複数のトイレを設ける場合、全てにバリアフリースイールを設置することが望ましい。

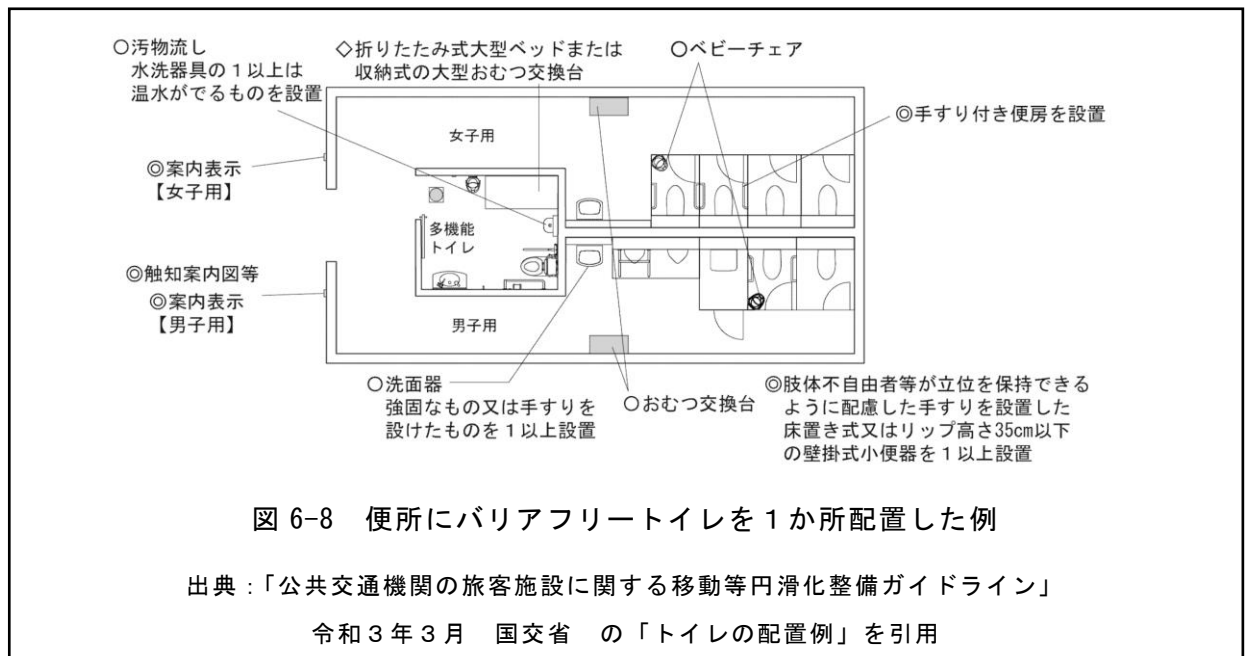
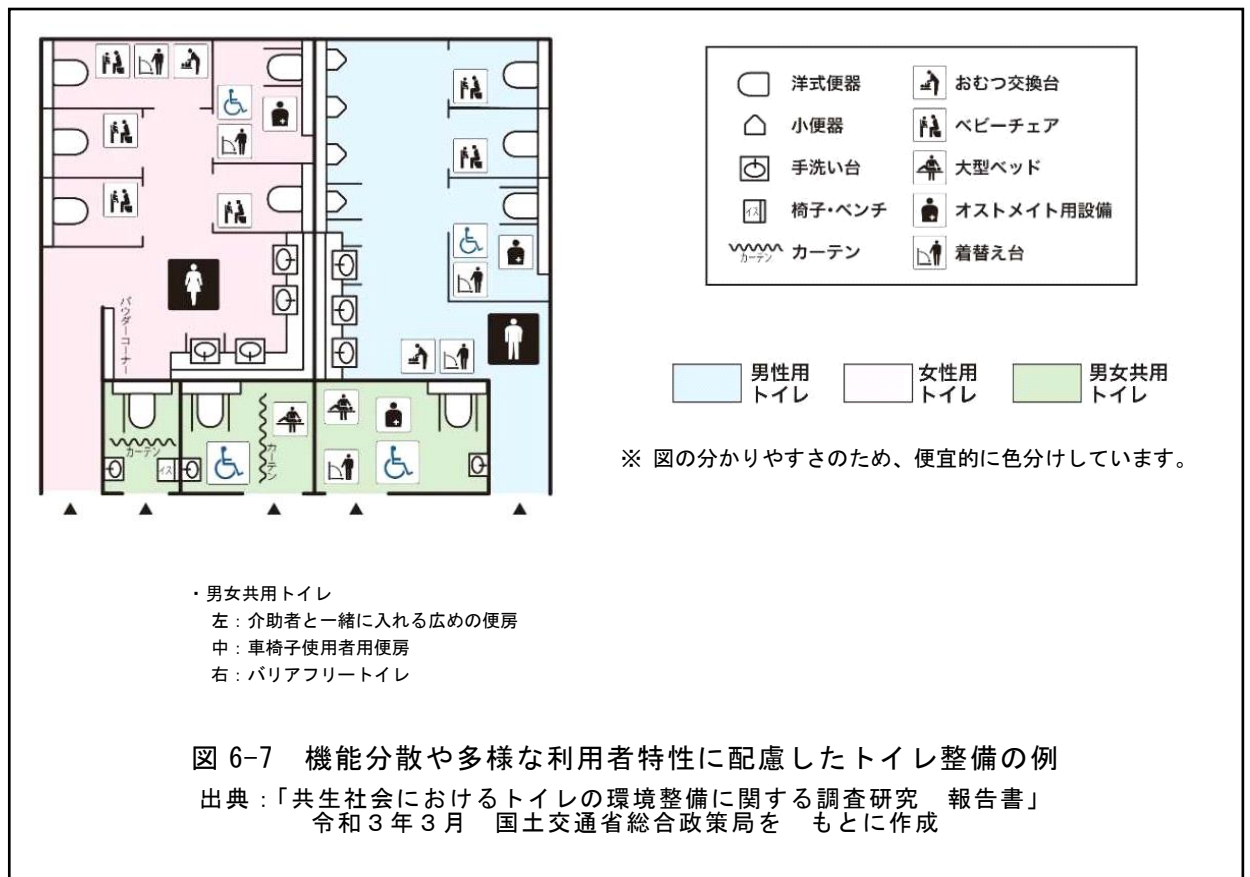
■バリアフリースイールは、性的マイノリティや異性介助を考慮して、原則男女共用のものを1以上設置する。

□公園の利用者層やバリアフリースイールの利用状況を踏まえ、必要に応じて、1つのトイレ棟にバリアフリースイールを複数設置することが望ましい。

■やむを得ずバリアフリースイールを男女別に設置する場合は、トイレの出入口付近等、性的マイノリティや異性介助の際に入りやすい位置に設置する。

□公園の利用者層や公園内のトイレの利用状況を踏まえ、更なる機能分散が必要な場合は、バリアフリースイールを設けた上で、車いす使用者が必要とする広さや設備、オストメイト用設備、乳幼児用設備等のうち必要な個別機能を有する便房について、男子用トイレ、女子用トイレそれぞれに1以上設置するか、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。

□男女共用のバリアフリースイールを設置する場合においても、視覚・知的・発達障がい者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等や、性的マイノリティ等の利用に配慮し、さらに、男女共用の便房を設置することが望ましい。



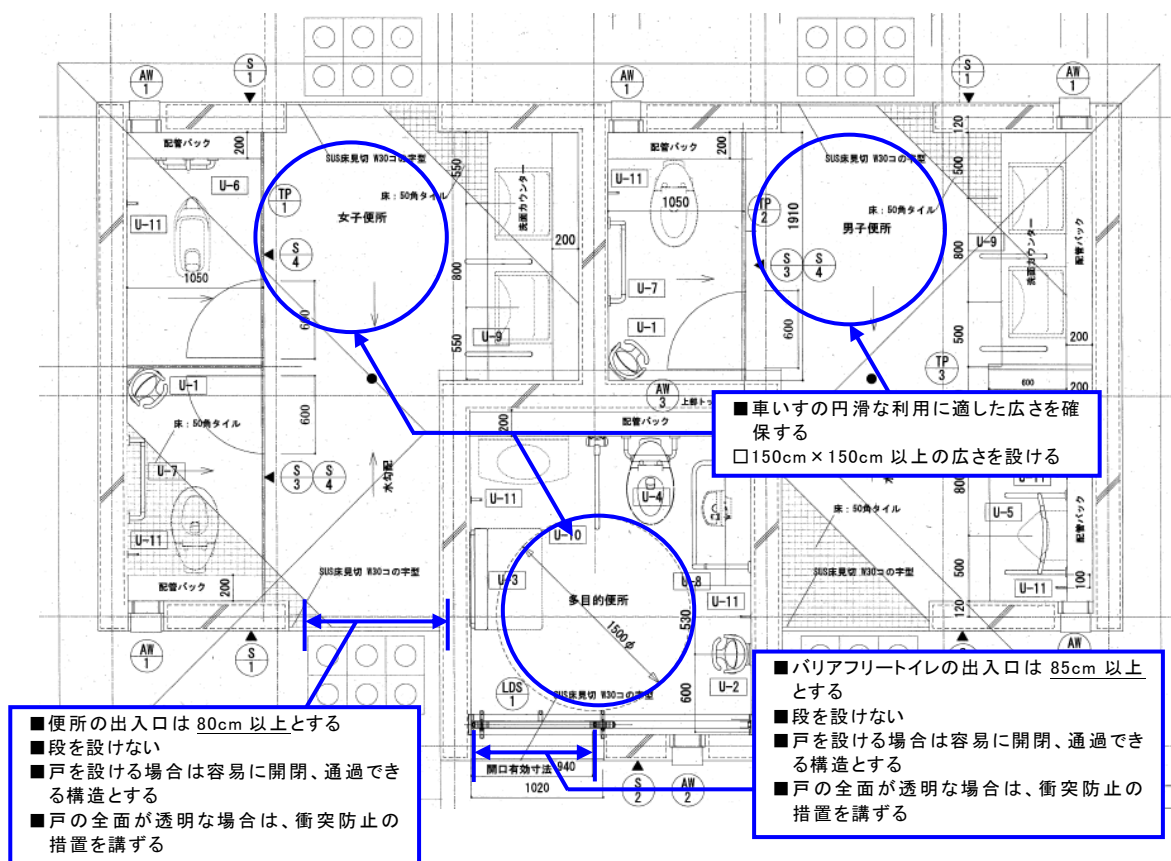


図 6-11 便所・洗面所の配置例1（大倉山公園）

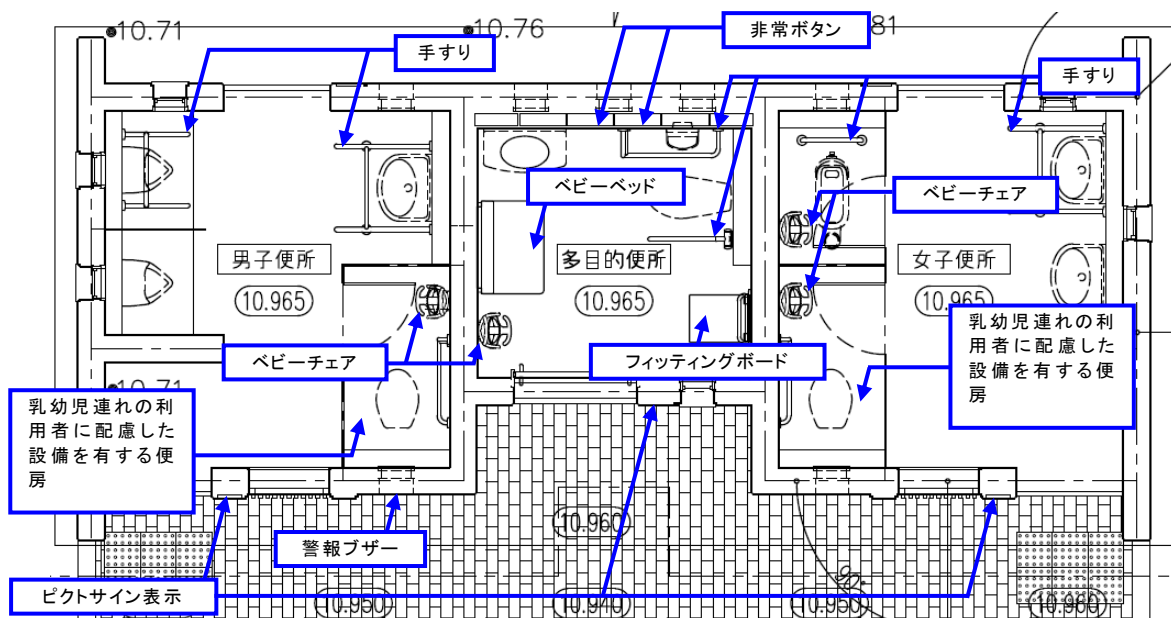


図 6-11-2 トイレ・洗面所の配置例2（蓮池公園）

3. バリアフリースイールの基準(バリアフリースイールが独立した便所)(省令第 10 条)

独立型バリアフリースイールとは、バリアフリースイールが独立して設けられた便所(第 10 条に該当する便所)を言う。独立型バリアフリースイールは、前述の「(1)トイレ全般の基準」のうち、バリアフリースイールに係る基準を満たさなくてはならない。

7 水 飲 場・手 洗 場

省令第11条関連

- ① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲場・手洗場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

【ガイドライン】

- 水飲み場及び手洗場は、車いす使用者が接近できるよう、使用方向 150cm 以上、幅 150cm 以上の水平部分を設ける。幼児の利用のための踏台等を置く場合は、車いす使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置する。
- 飲み口までの高さは、70～80 cm 程度とし、高齢者、障がい者等（特に車いす使用者）が利用しやすいように、下部に高さ 65 cm 以上、奥行き 45 cm 以上のスペースを確保する。手洗場に洗面器部分がある場合も同様とする。
- 水飲み・手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとする。
- 水飲み・手洗場の周辺の床面は、舗装することが望ましい。
- 給水栓はレバー式、押しボタン式などの使いやすいものとすることが望ましい。

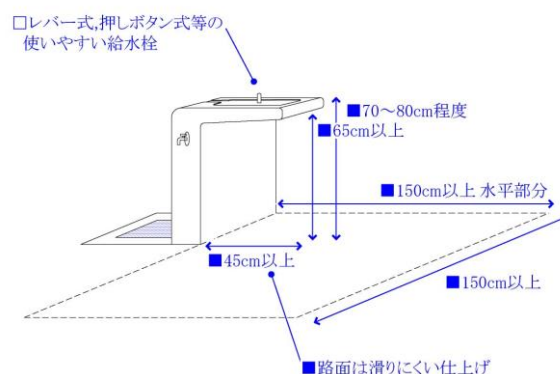


図 7-1 水飲み・手洗場の整備例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 平成4年3月（一部加工）

8 掲示板・標識

省令第12条・13条関連

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する掲示板・標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- ① 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- ② 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。
- ③ 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、特定公園施設である園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

【ガイドライン】

1. 掲示板

(1) 構造

■ 掲示板を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする。

□ 主要な出入口や利用者が集まる場所等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障がい者等の利用に配慮して設置することが望ましい。

□ 必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。

(2) 表示

■ 掲示板は、表示内容が容易に識別できるものとする。

□ 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とすることが望ましい。

□ 難しい表現を避け、平易な言葉で表現することが望ましい。

□ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用し、ピクトグラムは JIS Z 8210 に示された図記号等を基本とする。独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等に認識してもらえよう、分かりやすいデザインについて聴取するなどにより検討することが望ましい。

□工事の実施等により移動等円滑化園路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。

2. 標識

■移動等円滑化基準に適合する特定公園施設の配置を表示した案内サインを設ける場合は、そのうち1以上は、基準を満たす案内サインを移動等円滑化された出入口に配置する。

■原則移動等円滑化基準に適合する特定公園施設の配置を表示した案内サインを設ける場合は、基準を満たす案内サインを駐車場の付近に配置する。

□主要な出入口に案内サインを配置することが望ましい。

□主要な分岐点等に案内サイン又は誘導サインを配置することが望ましい。

□主要な出入口・駐車場等に触知案内図等を配置することが望ましい。

□標識は、車いす使用者が近づきやすい位置に配置する。

□標識周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。

□車いす使用者の見やすさを考慮して、表示面の方向に 150cm×150cm 以上の水平部分を園路動線に支障のないように設けることが望ましい。

(1)構造

■標識を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする。

■標識は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とする。

■標識が園路上に突き出す場合は、視覚障がい者等の通行の支障とならないよう、下端が地上 200 cm以上の高さに設置する。

□標識には必要に応じて点字表示、触知図、音声案内装置等を設けることが望ましい。

□標識は、主要な出入口や園路の分岐点等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障がい者等の利用に配慮して設置することが望ましい。

□必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。

□触知案内図等には必要に応じて音声案内装置等を設けることが望ましい。

(2)表示

- 掲示板は、表示内容が容易に識別できるものとする。
- 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とすること。
- 移動等円滑化園路の始点、終点、主要な分岐点に設ける標識には、特定公園施設および主要な公園施設等への方向や距離・所要時間等を表示することが望ましい。
- 工事の実施等により移動等円滑化園路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。
- 主要な公園施設などの用語には英語、地名にはヘボン式ローマ字つづりを併記することが望ましい。
- 利用状況に応じて、ひらがな、英語以外の言語を併記することが望ましい。
- 原則車いす使用者が利用可能な施設には、位置サインに国際シンボルマーク又は JIS Z 8210 の「障害のある人が使える設備」により、その旨を表示する。
- 標識には、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が JIS Z 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）を用いることが望ましい。
- ピクトグラムを独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等への意見聴取などを行った上で使用することが望ましい。
- 規制サインや解説サインで子ども向けに情報提供を行う場合は、わかりやすい文章やピクトグラム等を用いることが望ましい。
- 標識の図色と地色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること等により容易に識別できるものとする。
- 色覚多様性（色覚異常）の利用者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差を確保した表示とする。
- 触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T 0922 にあわせたものとする。
- 触知案内図等は、弱視者（ロービジョン）等に配慮した色使いで彩色することが望ましい。
- 案内サインには、移動等円滑化園路又は階段や急な坂道などのバリア情報、トイ

レ（トイレ・便房内にある設備・機能の情報を含む）、管理事務所・駐車場等の主要な公園施設等を表示する。

- 案内サインには、車いす使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク又は JIS Z 8210 の「障害のある人が使える設備」等により、その旨を表示する。
- 連絡先を表示する場合は、音声以外の連絡方法も表示することが望ましい。

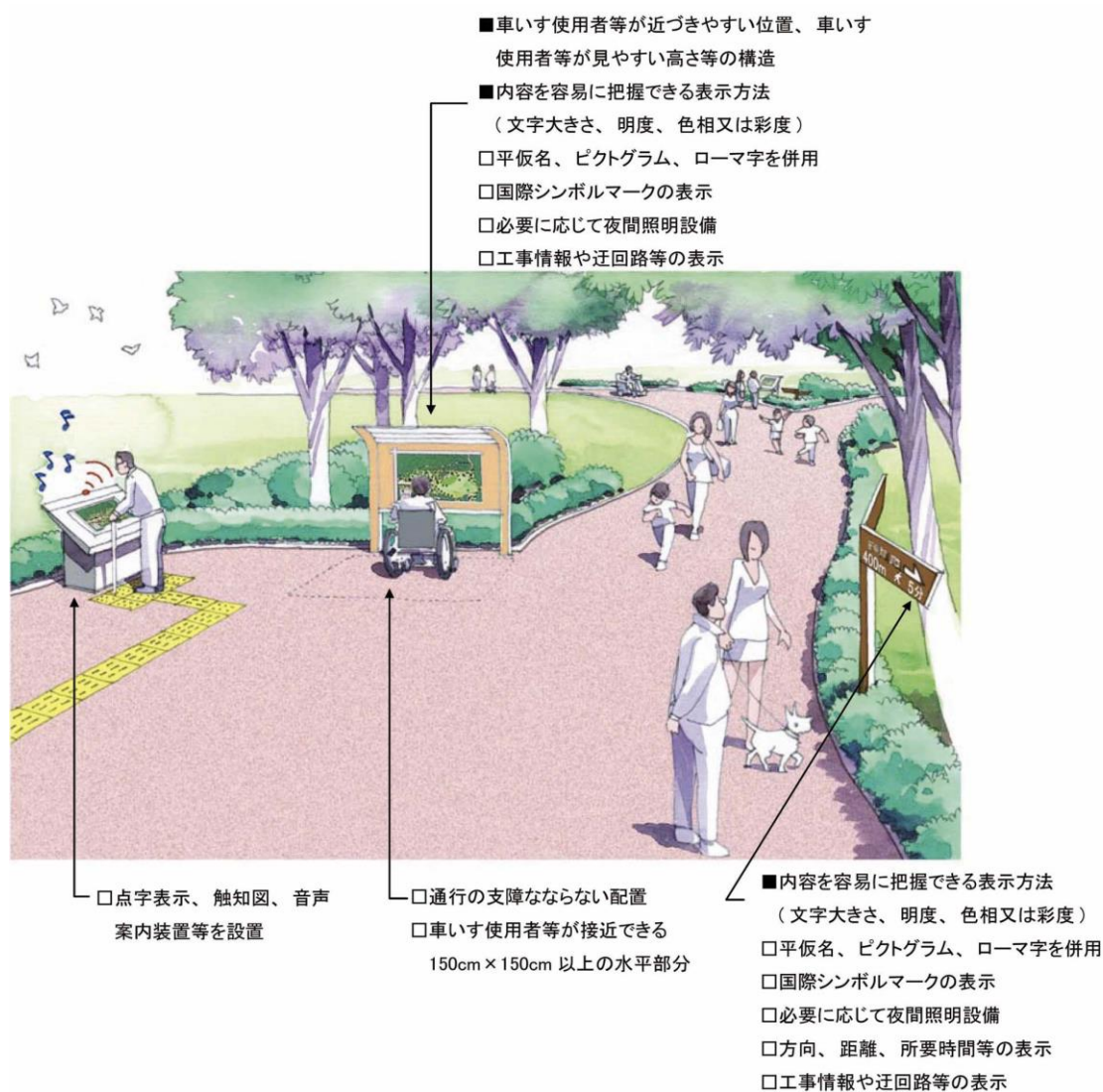
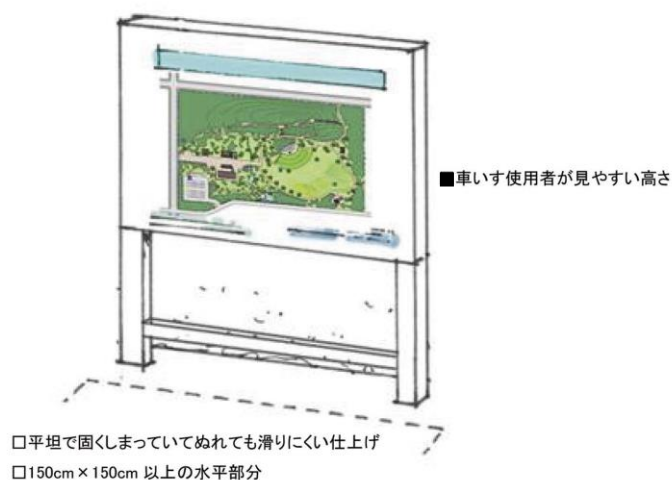


図 8-1 掲示板・標識の例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月(一部加工)



国際シンボルマーク



- 1) 車いすの図案で示されたシンボルマークは、車いす使用者の専用施設を意味するものではなく、車いす使用者も利用しうる施設であることを示す。
- 2) 図の下地と図柄（人物）は濃いブルー・白もしくは黒・白にして使用する。
- 3) マークは車いす使用者等に見えやすい高さに取り付け、その大きさは10～45cm 角が一般的である。

オストメイトマーク



- 1) 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを示す。
- 2) オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示する。

(出典：内閣府障害者施策HP
<http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>)

図 8-2 掲示板・標識の例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月

9 ベンチ・野外卓

【ガイドライン】

- 移動等円滑化園路には、ベンチ、野外卓を、園内の移動を妨げない位置に適切な間隔で設けることが望ましい。
- ベンチを設ける際には、腰掛け板の高さは 40～45cm とすることが望ましい。また、移動等円滑化園路の距離が長い公園では、長時間の歩行が困難な高齢者、障がい者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため、腰掛け板の高さをより高くしたベンチを設けることが望ましい。
- ベンチには、背もたれや手すり等を設けることが望ましい。
- 野外卓は、高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上を確保することが望ましい。
- 同伴者と一緒に休息できるように、ベンチ、野外卓に車いすが近づき、隣接して滞在できる 150cm×150cm 以上の水平面を確保するとともに、車いすのまま席に着けるように野外卓の下部にスペースを確保することが望ましい。
- ベンチ、野外卓の下及び前面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとすることが望ましい。

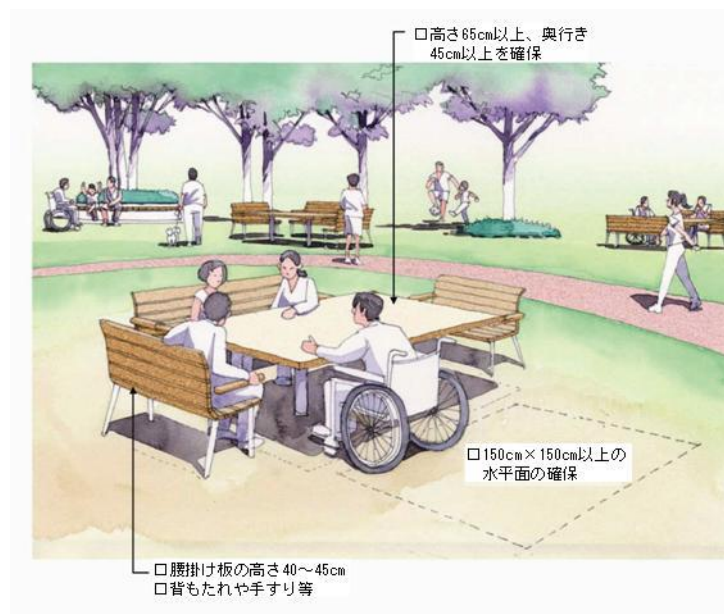


図 9-1 ベンチ・野外卓の例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 令和4年3月

10 情報提供・利用支援

1 情報提供

省令第13条関連（公園管理者等の基準適合義務等）

- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

省令第24条関連

第二十四条の七（市町村による情報の収集、整理及び提供）

第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第二十四条の八（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

- 2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

詳細は「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月 国交省）を参照とする。

2 適正利用に関する広報啓発

省令第13条関連（公園管理者等の基準適合義務等）

- 7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

詳細は「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月 国交省）を参照とする。

3 利用支援

公園内の移動等を支援するため、機器の提供や人的な利用支援などの利用サポート及び、公園の案内や施設の利用を支援するプログラムの検討などに取り組む必要がある。詳細は「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（令和4年3月 国交省）を参照とする。

【参考文献・資料】

- ・「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第 2 版】」（令和 4 年 3 月 国土交通省）
- ・「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル[2016 改訂版]」（平成 28 年 11 月 神戸市）
- ・「福祉のまちづくり条例施行規則」（令和 4 年 4 月 兵庫県）